

第3次光市総合計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要項

令和2年7月
山口県光市

1 趣旨

この要項は、令和2年度及び令和3年度に光市が実施する第3次光市総合計画策定支援業務の受託者となり得る者を特定することを目的に実施する公募型プロポーザルについて必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

第3次光市総合計画策定支援業務

(2) 業務の目的

本市では、平成29年度を計画始期とする第2次光市総合計画において、20年後の目指す将来像「ゆたかな社会」を展望し、その実現に向けた5年間の目標を掲げ、重点的かつ戦略的に取り組むべき政策「光・未来創生プロジェクト」を中心にまちづくりに取り組んできた。こうした中、令和3年度をもって同計画の計画期間が終了することに伴い、同計画を継承しつつ、人口減少をはじめとするさまざまな課題や新型コロナウイルスなど社会情勢の急激な変化に対応するため、まちの将来を担う若者などの多様な意見や「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す持続可能な開発目標「SDGs」の視点などを取り入れながら、令和4年度から令和8年度までの5年間のまちづくりの指針となる「第3次光市総合計画」を策定する。

また、平成27年12月に策定した「光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、考え方や取組みを第2次光市総合計画に継承して実施してきたため、令和元年度に国・県が第2期総合戦略を策定する中、本市では総合戦略の改定により計画期間を2年延長し、総合戦略と第2次光市総合計画の計画終期をあわせたところである。このため、「第3次光市総合計画」に「第2期総合戦略」を包含して一体的に策定するとともに、総合戦略の基礎となる「光市人口ビジョン」についても「第3

次光市総合計画」の根幹を支える人口ビジョンとして一体的に見直しを行う。

本業務は、本市が「第3次光市総合計画」を策定しようとするにあたり、第2次光市総合計画等の検証や市政の現状分析、市民へのアンケート調査の実施など必要な業務への支援として、提案・助言・技術や知識の提供などの「コンサルティング」と、データの収集・分析、資料作成、起草作業の補助などの「事務支援」を求めるものである。

なお、策定にあたっては、第2次光市総合計画、光市人口ビジョン、光市まち・ひと・しごと創生総合戦略その他市が策定している分野別計画との整合を確保するとともに、多様な視点からの計画づくりを行うものとする。

(3) 業務の内容

別紙「第3次光市総合計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。ただし、仕様書は、本市が業務成果として求める最低限の内容を示すものであり、特定された者の企画提案内容に応じて契約段階で仕様を変更することがある。

(4) 予定履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、この期間内の計画策定が困難となる場合は、別途協議の上、取扱いを決定する。

また、主な履行期限等の予定は仕様書を参照のこと。

(5) 委託料の上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、この額は予定価格ではない。

3 担当課

光市政策企画部企画調整課

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

電話番号：0833-72-1407（直通）

FAX番号：0833-74-1041

電子メール：kikaku@city.hikari.lg.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 令和2年度光市物品調達等競争入札参加資格者名簿の「業務委託（調査・研究）（設計関係を除く）」又は令和2年度光市建設工事等競争入札参加資格者名簿の「建設コンサルタント、都市計画及び地方計画」に登録された者であること。
- (2) 総合計画策定に係る業務（平成22年度から令和元年度までに市町村が委託したものに限り。）について、受注実績があること。
- (3) 仕様書において定める業務について、業務遂行能力を有するとともに適正な実施体制を有し、委託者の指示に柔軟に対応できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、この限りでない。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(7) 公告の日から契約締結の日までの間において、光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱（平成16年光市告示第15号）又は光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成16年光市告示第16号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

(8) 公告の日から契約締結の日までの間において、光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱別表に掲げる措置要件又は光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

5 参加の表明に係る手続等

(1) 提出書類及び部数

業務の受託を希望する者は、次に掲げる書類等各1部を提出する。

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社の概要に関する資料（様式任意）

会社（本社、支店及び営業所）の経歴、事業概要等について簡潔に記載すること。

ウ 業務の推進体制（様式任意）

業務を受託した場合の体制、業務責任者の氏名、業務の分担内容等について記載すること。

エ 総合計画又は地方版人口ビジョン若しくは総合戦略の策定に係る業務（平成22年度から令和元年度までに市町村が委託したものに限る。）

の実績に関する資料（様式第2号）及び当該実績のうち1件について当該委託者がその旨を証明した書類（様式第3号）又は当該契約書の写し

オ 業務責任者となる予定の者の経歴（総合計画又は地方版人口ビジョン若しくは総合戦略の策定に係る業務に業務責任者として従事した経歴がわかるもの）に関する資料（様式第4号）

カ 参加資格要件等確認書（様式第5号）

(2) 提出方法及び提出期間

ア 提出方法

担当課に持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間最終日までに必着とすること。

イ 提出期間

令和2年7月17日（金）から令和2年7月29日（水）までの日（光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

6 参加者の選定

市は、参加表明書等を提出した者が参加資格要件を満たしているかを確認し、各参加表明者に対し、令和2年7月下旬頃に選定又は非選定を文書により通知する。非選定となった者は、当該通知を受け取った日から起算して7日以内に、市に対し非選定となった理由の説明を求めることができる。

7 質問及び回答

この要項、仕様書、企画提案書作成等に関する質問ができる者は、参加表明の予定がある者とし、次のとおり質問書（様式は任意）を提出すること。

（1）提出期間

令和2年7月17日（金）から令和2年8月4日（火）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。ただし、参加表明に係る質問については、令和2年7月27日（月）まで。

（2）提出方法

担当課に持参、電子メール又はFAXのいずれかの方法で提出すること。なお、電子メール及びFAXの場合は受信の確認を行うこと。

（3）回答

提出された質問に対する回答は、質問を受理した日から起算して原則

3日以内（休日を除く。）に、質問者に対して電子メール又はFAXにて行う。なお、最終回答日は、令和2年8月6日（木）とする。

また、重要と思われる質問の回答については、最終回答日までに、随時、市のホームページにおいて公開する。ホームページに掲載した回答事項については、この要項（仕様書を含む。）と一体のものとして効力を有するものとする。したがって、質問の有無に関わらず確認すること。

8 企画提案に係る手続等

(1) 提出書類及び部数

選定の通知を受けた者は、次に掲げる書類等を提出する。

ア 企画提案書（様式は任意とするが、日本工業規格A列4版の用紙を使用し、表紙には業務名及び社名等必要事項のみを記す（表紙裏は白紙）こと。） 15部

イ 本業務の履行に要する費用の参考見積書（税別） 1部

(2) 提出方法及び提出期間

ア 提出方法

担当課に持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間最終日までに必着とすること。

イ 提出期間

選定の通知後から令和2年8月7日（金）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

9 プレゼンテーションの実施

(1) 実施予定日

令和2年8月19日（水）

※実施順及び時間割等は、別途通知する。

(2) プレゼンテーションの実施者

業務責任者を含めた3人以内の出席とし、主に業務に携わる者（担当）が説明すること。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、移動の自粛要請等が行われている場合はこの限りでない。

(3) 予定所要時間

プレゼンテーション（提案説明）20分以内、質疑応答15分程度

(4) 実施予定場所

光市役所3階 大会議室1号室・2号室

（山口県光市中央六丁目1番1号）

10 評価及び特定の方法

(1) 評価の基準及び方法

市職員で組織する第3次光市総合計画策定支援業務公募型プロポーザル評価委員会において、第3次光市総合計画策定支援業務公募型プロポーザル評価基準に基づき、評価点の合計点数の最上位者かつ標準点数（合計の60%）以上である者を、最も優れた技術力を有する者（以下「優先交渉権者」という。）として特定するものとする。なお、参加者が1者のみでも実施する。

(2) 特定又は非特定の通知

市は、各参加者に対し令和2年8月下旬頃に特定又は非特定を文書により通知する。

(3) 評価結果の公開等

参加者は、市が受託者の商号又は名称を公表した日から起算して14日以内においては、評価結果の公表を請求することができるものとし、市は、請求を受けたときは、これを公開するものとする。ただし、参加者が、市が評価結果を公表した日から起算して15日以降において評価結果の公開を請求するとき又は参加者でない者が評価結果について公開を請求するときは、光市情報公開条例（平成16年光市条例第11号）

によるものとする。

(4) 契約

優先交渉権者として特定された者と業務の内容及び仕様等について確認し、予定価格以下の金額で随意契約（政令第167条の2第1項第2号）により業務委託契約を締結する。特定された者は、正当な理由なくしてこれらの契約の締結を拒むことができないものとする。

1.1 知的財産権の取扱い

企画提案は各参加者に帰属するものとし、市は、特定しなかった参加者の企画提案の全部又は一部を使用することはない。

1.2 企画提案書等の資料の作成及びプロポーザルに要する費用

各参加者は、企画提案書等の資料の作成及びプロポーザルに要する費用の全部を負担する。また、市は、提出された企画提案書等を返却しない。

1.3 失格事項

市は、提出された参加表明書若しくは企画提案書又は添付資料に虚偽の記載を発見したときは、当該参加者を失格として取り扱うものとし、評価の対象としない。

1.4 実施スケジュール

日 程	項 目
令和2年7月17日（金）	募集開始（実施要項等の公開）
7月27日（月）午後5時	質問の受付期限（参加表明に係るもの）
7月29日（水）午後5時	参加表明書類の提出期限
7月下旬頃	参加資格審査結果の通知
8月4日（火）午後5時	質問の受付期限（企画提案に係るもの）

8月6日(木)	質問に対する最終回答
8月7日(金) 午後5時	企画提案書類の提出期限
8月中旬頃	プレゼンテーション実施の通知
8月19日(水)	プレゼンテーション
8月下旬頃	結果通知、公表

様式第1号

令和2年 月 日

光市長 市 川 熙 様

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

参加表明書

令和2年7月 日付け光市公告第 号で手続が開始された第3次光市総合計画策定支援業務を受託したいので、下記の書類を添えて参加を表明します。

なお、記載した事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 添付書類

- (1) 会社の概要に関する資料
- (2) 業務の推進体制
- (3) 総合計画又は地方版人口ビジョン若しくは総合戦略の策定に係る業務の実績に関する資料（様式第2号）及び業務履行証明書（様式第3号）又は当該契約書の写し
- (4) 業務責任者となる予定の者の経歴に関する資料（様式第4号）
- (5) 参加資格要件等確認書（様式第5号）

様式第 2 号

総合計画又は地方版人口ビジョン若しくは総合戦略の策定に係る業務の実績に関する資料

商号又は名称 _____

総合計画又は地方版人口ビジョン若しくは総合戦略の策定に係る業務（平成 22 年度から令和元年度までに市町村が委託したものに限る。）の実績

業務年度	委託者名	業務名	受託金額	業務の概要

※ 本表の行が不足するときは適宜挿入し、両面に印刷して提出すること。

※ 本表のうち 1 件について、業務履行証明書（様式第 3 号）又は委託契約書の写しを添付すること。

様式第3号

業務履行証明願

令和2年 月 日

様

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

次の業務について、履行したことを証明して下さるようお願いします。

業 務 年 度	年 度
業 務 名	
受 託 金 額	
業 務 の 概 要	

業務履行証明書

記載された業務を履行したことを証明します。

令和2年 月 日

様式第4号

業務責任者となる予定の者の経歴に関する資料

商号又は名称 _____

業務責任者となる予定の者の肩書き（役職）及び氏名 _____

同種又は類似した業務に業務責任者として従事した経歴

業務年度	委託者名	業務名	受託金額	業務の概要

※ 本表の行が不足するときは適宜挿入し、両面に印刷して提出すること。

様式第 5 号

参加資格要件等確認書

商号又は名称 _____

参加資格要件等確認事項	該当チェック
1 令和 2 年度光市物品調達等競争入札参加資格者名簿の「業務委託（調査・研究）（設計関係を除く）」又は令和 2 年度光市建設工事等競争入札参加資格者名簿の「建設コンサルタント、都市計画及び地方計画」に登録されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2 総合計画策定に係る業務（平成 22 年度から令和元年度までに市町村が委託したものに限る。）について、受注実績がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3 仕様書において定める業務について、業務遂行能力を有するとともに適正な実施体制を有し、委託者の指示に柔軟に対応できる。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない。 ※会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けている場合又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている場合は「はい」にチェック	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
7 公告の日から契約締結の日までの間において、光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱（平成 16 年光市告示第 15 号）又は光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成 16 年光市告示第 16 号）に基づく指名停止等の措置を受けていない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
8 公告の日から契約締結の日までの間において、光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱別表に掲げる措置要件又は光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

